

○中津市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

令和6年3月26日中津市告示第112号

中津市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市生ごみ処理容器等購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、家庭の生ごみ処理容器等(以下「容器等」という。)の購入に要する経費を市が補助することにより、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の対象となる容器等(以下「補助対象容器等」という。)を購入した者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市内に住所を有し、居住していること。

(2) 家庭から発生する生ごみについて、容器等による減量化又は堆肥化を行うこと。

(3) 過去5年以内に補助金(附則第3項の規定による廃止前の中津市生ごみコンポスト化容器購入費補助金交付要綱(令和2年中津市告示第158号)による生ごみコンポスト化容器購入費補助金を含む。)の交付を受けた容器等を、別表に掲げる基数以上有する世帯に属しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

(対象製品の要件等)

第4条 補助対象容器等の要件及び補助基準は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金額を確定したときは、補助金交付（不交付）決定兼額確定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条による通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(状況調査)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定を受けた対象製品の設置状況等の調査を行うことができる。

(減量化義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、容器等を有効に活用し、ごみの減量に努めるとともに、適正に維持管理を行わなければならない。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が規則第14条第1項第1号に該当すると認める場合において、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付期限は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して10日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る

金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第5条から第11条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(中津市生ごみコンポスト化容器購入費補助金交付要綱の廃止)

3 中津市生ごみコンポスト化容器購入費補助金交付要綱は、廃止する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象		補助率	交付額	補助基数
名称	定義			
電気式生ごみ処理機	電気を使用し、生ごみを乾燥、減容、消滅及び堆肥化できる機能を有する機械	1 / 2	30,000円を限度とする。	1世帯1基まで
生ごみコンポスト化容器	屋外又は屋内で生ごみを堆肥化するために専用に作られた容器	1 / 2	2,500円を限度とする。	1世帯2基まで

備考

- 1 補助対象は、交付申請をする日が属する年度に購入した容器等とする。
- 2 補助対象経費は、容器等本体の購入費（消費税相当額を含む。）とする。
- 3 交付額は、100円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。
- 4 中古品は、補助対象外とする。